

佐賀県議会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

佐賀県議会副議長 岡 口 重 文

佐賀県議会規則第1号

佐賀県議会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県議会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）第2条第3項及び第7項から第<u>9</u>項まで、第3条第3項及び第5項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、佐賀県議会事務局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）第2条第3項及び第7項から第<u>10</u>項まで、第3条第3項、<u>第5項及び第6項</u>、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、佐賀県議会事務局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。